

# 学校いじめ防止基本方針（長泉町立北中学校）

## 1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められている。いじめられた子どもは心身ともに傷つき、その大きさや深さは、本人でなければ実感できないものがある。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなるため、いじめを未然に防止することが最も重要であると考えられる。なお、いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と言う。いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要であり、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。以上の考えにより、本方針を策定し、全職員、児童生徒、保護者に周知する。

## 2 いじめ防止のための組織

いじめ防止のため、学年主任会や生徒指導委員会で常に情報交換し、いじめが発覚、またはいじめが考えられる場合には、次の構成員でいじめ防止委員会を設け対応する。

<いじめ防止委員会（以下、委員会）>

構成員：校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、養護教諭、心の教室相談員

いじめの重大事態が発生した場合には以下の拡大いじめ防止委員会を設け、対応する。

<拡大いじめ防止委員会（以下、拡大委員会）>

構成員：いじめ防止委員、PTA会長・副会長、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生児童委員、交番長、裾野警察署員

## 3 いじめ防止等のための対策

### （1）人権教育の推進

#### ① 道徳教育が目指す理念の共有

・道徳教育を「国や民族、時代を越えて、人が生きる上で必要なルールやマナー、社会規範などを身に付け、人としてより良く生きることを根本で支えるとともに、国家・社会の安定的で持続可能な発展の基盤となるもの」と位置づけ、全教育課程において実践をすすめる。

#### ② 人間関係づくりプログラムの実施

・学級活動の時間に「人間関係づくりプログラム」等を実施し、他者とよりよい関係を築けるように、話の聞き方、自己表現の仕方、気持ちへの対応等について学び、他者に思いやりを持った行動がとれるようにすることに役立つ。

→ 子どもの自主的活動の場の設定

#### ③ 生徒間の自浄作用を高める話し合い活動

・学級の実態を生徒協議会（参加者：生徒会本部、各専門委員長、学級委員）にて報告し、諸問題の解決へ向けた取組の提案をする。各学級委員の意識が高まり生徒間の自浄作用が高まるだけでなく、教員も生徒の実態をよく把握することでいじめの未然防止につながると考える。

④ 縦割り活動、委員会活動等

- ・学校祭における縦割りカラー活動での関わりを通して、共に達成感や成就感を味わいながら、人に対する優しさを育む
- ・年度初めに「いじめ」をテーマにした特別活動の推進

(2) 保護者や地域との取組

【保護者】

- ・子どもの心の居場所となる家庭づくり
- ・基本的な生活習慣の定着
- ・PTA活動や町内会活動への積極的な参加

【地域】

- ・子どもへの日常的な声かけや挨拶
- ・職場体験活動等への協力
- ・地域での子どもたちの様子の情報提供

(3) いじめに関する教職員の研修

- ・いじめについての共通理解（4月）
- ・保護者、教職員向けの情報モラル研修会の実施（年2回、うち1回は新入生説明会にて）
- ・生徒向けの情報モラル学習会の実施（年1回）

(4) いじめの早期発見・早期対応

① アンケートの実施

- ・月1回実施
- ・実施後集計し、集計結果を基にいじめ防止委員会で、対策を検討

② 担任による教育相談の実施

- ・年2回実施（6月を教育相談月間とする。12月を教育相談週間とする。）

③ 相談室での教育相談の実施

- ・SCまたは心の教室相談員のどちらかが常駐し、生徒の心に寄り添う。

(5) いじめに対する措置

① いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ・いじめ防止委員会による緊急会議を開き、情報の収集と迅速な指導を行い、組織的に対応する。

② いじめられた生徒やその保護者への支援・いじめを受けた生徒から決して目を離さず、生徒の心のケアを図り、安心できるよう配慮する。保護者へは正確な情報と今後の指導方針を伝え信頼を得られるよう努める。

③ いじめた生徒への指導とその保護者への助言

- ・十分な聞き取りを行い、生徒の背景にも目を向けながらも、決して許されない行為であることを認識させる。保護者へ事実関係を説明し、指導について保護者への協力を依頼する。

(6) 重大事態への対処

① 調査

重大事態が発生した場合には長泉町教育委員会に報告し、町教育委員会の指示に従い、調査を行う。対象生徒・保護者に対し、調査前の事前説明を行う。その後、調査組織が町教育委員会の場合は全面協力し、学校の場合は町教育委員会の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査する。調査結果は町教育委員会が町長へ報告すると共に、町教育委員会または学校が、調査結果を基に重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供する。

② 各対応

a 生徒対応（担当：生徒指導主事）

- ・臨時全校集会等の開催

b 保護者対応（担当：教頭）

- ・保護者説明会等の開催

c 報道機関対応（担当：教頭）

- ・正確な情報の伝達

d 警察対応（担当：教頭）

- ・暴行を受けて怪我をしたり、万引きを命令されたり金品を要求されるなど、犯罪の可能性が予測されている場合

e 医療機関対応（担当：養護教諭）

- ・いじめ発生後、学校に登校できなくなり長期化している場合や、自殺をほのめかす、幻聴、幻覚などを訴えるなど極度の精神的なダメージを受けている場合

平成 26 年 3 月 28 日策定

平成 30 年 11 月 8 日改定

令和 7 年 1 月 16 日改定

いじめ防止委員会